

高知県外国人材就労定着奨励給付金給付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、高知県外国人材就労定着奨励給付金（以下「給付金」という。）の給付に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 「外国人材」とは、日本国籍を有しない者であつて、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）別表第1の2の表に定める在留資格のうち、技能実習または特定技能の在留資格を有する者をいう。
- (2) 「外国人技能実習生」とは、前号に定める技能実習の在留資格を有する者をいう。
- (3) 「監理団体」とは、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号。以下「外国人技能実習法」という。）第2条第10項に規定する監理団体をいう。
- (4) 「登録支援機関」とは、入管法第19条の23第1項の登録を受けた者をいう。

(給付の目的等)

第3条 県は、外国人材が県内に定着することを目的として、高知県外国人材入国前教育施設認定制度実施要綱第6条の規定により県から認定を受けた教育施設での教育を修了し、県内で3年間就労した外国人材又は技能実習2号を良好に修了している外国人技能実習生に対し、予算の範囲内で給付金を給付する。

2 前項の「技能実習2号を良好に修了している外国人技能実習生」とは、技能実習を2年10か月以上修了し、第2号技能実習計画における目標である技能検定3級若しくはこれに相当する技能実習評価試験（専門級）の実技試験に合格している外国人材又は技能検定3級及びこれに相当する技能実習評価試験（専門級）の実技試験に合格していないものの、技能実習を行っていた実習実施者が実習中の出勤状況、技能等の修得状況、生活態度等を記載した評価に関する書面により、技能実習2号を良好に修了したと認められる外国人材をいう。

(給付金の額)

第4条 給付金の額は、外国人材1人当たり30万円とする。

(給付金の給付の申請)

第5条 給付金の給付の申請をしようとする外国人材は、県内事業所への就労後30日以内に、別記第1号様式による給付申請書に添付書類及び別記第2号様式による誓約書を添えて知事に提出しなければならない。

(給付金の給付の決定)

第6条 知事は、前条の規定による給付金の給付の申請があつたときは、その内容を審査し、給付金を給付すべきものと認めたときは、速やかに給付を決定し、申請者に別記第3号様式により通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表に掲げるいずれかに該当すると認める場合を除く。

(給付金の変更の申請)

第7条 外国人材は、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに別記第4号様式による給付変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による補助金の変更の申請が適当であると認めたときは、速やかに変更の決定を行い申請者に通知するものとする。

(給付金の中止又は廃止)

第8条 給付金の給付の決定を受けた外国人材（以下「給付決定者」という。）は、給付金の給付を中止し、又は廃止をしようとするときは、あらかじめ別記第5号様式による給付中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(給付金の請求)

第9条 給付決定者は、県内事業所での就労期間が3年に達する日又は技能実習2号を良好に修了する日の30日前までに別記第6号様式による給付請求書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による請求があったときは、給付決定者に対して給付金を給付するものとする。

(代理人)

第10条 申請者は、給付金の給付申請及び請求に関する事務の全部又は一部を次に掲げるもの（以下「代理人」という。）に委任することができる。

(1) 外国人技能実習生である申請者にあつては、就労事業所又は申請者の実習監理を行う監理団体

(2) 特定技能の在留資格を有する申請者にあつては、就労事業所又は申請者への支援実施を就労事業所から受託している登録支援機関

2 代理人は、給付金の交付申請及び請求に関する事務を行うときは、別記第7号様式を知事に提出しなければならない。

(調査等)

第11条 知事は、本給付金事業の適正な執行を確保するために、給付決定者に対し、書類の提出又は報告を求め、必要な調査等を行うことができる。

(給付金の給付の決定の取消し)

第12条 知事は、第6条の規定により給付を決定した場合において、給付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、給付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 別表に掲げるいずれかに該当したとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、本要綱で定める要件に該当しない事実が明らかになったとき。

(3) 給付申請書その他の関係書類の記載内容に虚偽又は不正等があることが明らかになったとき。

(4) 正当な理由がなく、前条に規定する調査等を拒んだため、給付金の適正な給付に関し必要な確認をすることができなくなったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、給付金の給付に関し、知事の指示に従わなかったとき。

2 知事は、前項の規定に基づき給付金の給付の決定の全部又は一部を取り消すときは、理由を付して通知するものとする。

(給付金の返還)

第13条 知事は、前条第1項の規定に基づき給付の決定を取り消したときは、期限を定めて当該給付金を返還させるものとする。

(加算金及び延滞金)

第14条 給付決定者は、前条の規定による給付の決定の取消しに係る給付金の返還を命ぜられたときは、当該命令に係る給付金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、給付金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、給付決定者の納付した金額が返還を命ぜられた給付金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命ぜられた給付金の額に充てられたものとする。

3 給付決定者は、給付金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

4 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた給付金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、当該納付額を控除した額によるものとする。

5 第1項の規定による加算金又は第3項の規定による延滞金の額を計算する場合における年当たりの割合は、じゆん閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(情報の開示)

第15条 給付金の給付に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合には、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示する。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、給付金の給付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年5月31日から施行する。

2 この要綱は、令和11年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第11条から第15条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表（第6条、第12条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ）であるとき。
- 2 暴排条例第18条または第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等が、その事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、またはその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団または暴力団員等が、その経営または運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団または暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、または便宜を供与する等直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与したとき。
- 8 業務に関与し、暴力団または暴力団員等が経営または運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員等が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、または第三者に損害を加えることを目的として、暴力団または暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員等が暴力団または暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 11 その他、知事が給付金の給付をするにふさわしくないと認める場合